

放送大学学園の組織及び運営の基本に関する規則

平成 15 年 10 月 1 日

放送大学学園規則第 3 号

改正 平成 16 年 3 月 30 日・8 月 26 日、平成 17 年
3 月 15 日、平成 18 年 3 月 13 日・8 月 28 日、
平成 19 年 3 月 19 日、平成 20 年 3 月 19 日・
8 月 28 日、平成 21 年 3 月 19 日、平成 22 年
3 月 15 日、平成 23 年 3 月 7 日・10 月 1 日、
平成 24 年 3 月 22 日、平成 25 年 3 月 18 日、
平成 26 年 3 月 17 日・8 月 28 日、平成 28 年
3 月 15 日、平成 28 年 8 月 30 日、平成 29 年
3 月 28 日、平成 30 年 3 月 13 日・5 月 30 日・
10 月 19 日、平成 31 年 3 月 15 日、平成 31 年
4 月 26 日、令和 2 年 3 月 30 日・9 月 24 日、
令和 3 年 3 月 15 日、令和 5 年 3 月 13 日・
3 月 29 日、令和 6 年 1 月 11 日

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、放送大学学園法（平成 14 年法律第 156 号。以下「学園法」という。）及び放送大学学園寄附行為（以下「寄附行為」という。）に定めるもののほか、放送大学学園の組織及び運営の基本を定めるものとする。

(本部)

第 2 条 学園の事務所は、「放送大学学園本部」と称し、千葉県千葉市美浜区若葉 2 丁目 11 番地に置く。

(大学及び放送設備の設置)

第 3 条 学園は、学園法第 4 条の業務を行い、同法第 3 条の目的を達成するため、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に定める大学及び放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 2 条に定める放送を行うための放送設備を設置する。

2 前項の大学の名称及び位置は、次の表に掲げるとおりとする。

名称	位置	学部	大学院
放送大学	千葉県千葉市美浜区若葉 2 丁目 11 番	教養学部	文化科学研究科

3 第 1 項の放送設備の種別及び位置は次の表に掲げるとおりとする。

種別	位置
基幹放送設備	千葉県千葉市美浜区若葉 2 丁目 11 番

(理事会)

第 4 条 寄附行為第 18 条に規定する理事会の運営について必要な事項は、理事会が定める。

(評議員会)

第 5 条 寄附行為第 21 条に規定する評議員会の運営について必要な事項は、評議員会が定める。

(学長選考・監察会議)

第 5 条の 2 寄附行為第 31 条に規定する学長選考・監察会議の運営について必要な事項は、理事会が定める。

(顧問)

第 6 条 学園に顧問を置くことができる。

2 顧問について必要な事項は、別に定める。

(理事の職務分担)

第7条 理事の職務分担については、別に定める。

(事務局)

第8条 学園に、学園の事務（放送大学の事務並びに放送番組の制作及び放送を含む。）を行わせるため、事務局を置く。

2 事務局に事務局長を置く。

3 事務局に次の6部を置く。

総務部

財務部

学務部

情報部

放送部

制作部

4 事務局の部の分課その他事務局の組織、職制及び事務の分掌については、別に定める。

(学習教育戦略研究所)

第8条の2 学園に、学習教育戦略研究所を置く。

2 学習教育戦略研究所について必要な事項は、別に定める。

第2章 放送大学

(学部の組織)

第9条 放送大学の教養学部に学科及びコースを置く。

2 前項の学科及びコースは、次のとおりとする。

学部	学科	コース
教養学部	教養学科	生活と福祉
		心理と教育
		社会と産業
		人間と文化
		情報
		自然と環境

(大学院の組織)

第10条 放送大学の文化科学研究科に専攻、課程及びプログラムを置く。

2 前項の専攻、課程及びプログラムは、次のとおりとする。

大学院	専攻	課程	プログラム
文化科学研究科	文化科学専攻	修士課程	生活健康科学 人間発達科学 臨床心理学 社会経営科学 人文学 情報学 自然環境科学
		博士後期課程	生活健康科学 人間科学 社会経営科学 人文学 情報学 自然科学

(学習センター)

第11条 放送大学に学習センターを置く。

2 学習センターの名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

3 別表第2の左欄に掲げる学習センターに、同表の当該右欄に掲げるサテライトスペースを置く。

(附属図書館)

第12条 放送大学に附属図書館を置く。

(オンライン教育センター)

第12条の2 放送大学にオンライン教育センターを置く。

(障がいに関する学生支援相談室)

第12条の3 放送大学に障がいに関する学生支援相談室を置く。

(公認心理師教育推進室)

第12条の4 放送大学に公認心理師教育推進室を置く。

(副学長の定数及び職務分担)

第13条 放送大学の副学長の定数は、3人とする。

2 副学長の職務分担については、別に定める。

(教員)

第14条 放送大学の教員は、教授及び准教授とする。

2 前項に規定するもののほか、必要に応じて、放送大学に講師、助教及び助手を置くことができる。

(特任教授)

第15条 放送大学に、次に掲げる場合に特任教授を置くことができる。

一 放送大学の教授が定年又は放送大学の教員等の任期に関する規則（令和2年放送大学学園規則第1号。以下同じ。）第3条第6項若しくは附則第2項の規定による任期の満了により退職した後（次号において「定年又は任期満了による退職後」という。）も引き続き学生を教授し、その研究を指導する必要があるとき。

二 放送大学の教授が定年又は任期満了による退職後も引き続き主として公認心理師教育推進室の業務に従事する必要があるとき。

三 学習センターの運営上必要があるとき。

2 特任教授について必要な事項は、別に定める。

(特任栄誉教授)

第15条の2 放送大学に、教育上特別の必要があるときは、特任栄誉教授を置くことができる。

2 特任栄誉教授について必要な事項は、別に定める。

(客員教授等)

第16条 放送大学に客員教授、客員准教授及び非常勤講師（以下「客員教授等」という。）を置くことができる。

2 客員教授等について必要な事項は、別に定める。

(プロジェクト研究員)

第16条の2 放送大学に、教育研究上特別の必要があるときは、プロジェクト研究員を置くことができる。

2 プロジェクト研究員について必要な事項は、別に定める。

(所長)

第17条 第11条第1項の学習センターに所長を置き、特任教授又は教授をもって充てる。

(館長)

第18条 第12条の附属図書館に館長を置き、教授をもって充てる。

(センター長)

第18条の2 第12条の2のオンライン教育センターにセンター長を置き、教授をもって充てる。

(室長)

第18条の3 第12条の3の障がいに関する学生支援相談室に室長を置き、副学長又は教授をもつて充てる。

- 2 第12条の4の公認心理師教育推進室に室長を置き、教授又は特任教授をもつて充てる。
(学部の学生の種類、修業期間及び定員)

第19条 放送大学の学部の学生の種類は、全科履修生、選科履修生及び科目履修生とする。

- 2 前項の学生の修業期間及び定員は、次のとおりとする。

学生の種類	修業期間	入学定員	収容定員
全科履修生	4年以上	15,000人	60,000人
選科履修生	1年	40,000人	40,000人
科目履修生	1学期間		
計		55,000人	100,000人

(大学院の学生の種類、修業期間及び定員)

第20条 放送大学の大学院の学生の種類は、修士全科生、修士選科生、修士科目生及び博士全科生とする。

- 2 前項の学生の修業期間及び定員は次のとおりとする。

学生の種類	修業期間	入学定員	収容定員
修士全科生	2年	500人	1,000人
修士選科生	1年		
修士科目生	1学期間	11,000人	11,000人
博士全科生	3年	15人	45人
計		11,515人	12,045人

(学年の学期)

第21条 放送大学の学年は2学期に分け、各学期ごとに授業科目を開設する。

(授業料その他の費用)

第22条 学部の授業料その他の費用の額は、別表第3のとおりとする。

- 2 大学院の授業料その他の費用の額は、別表第4のとおりとする。
3 授業料その他の費用の徴収方法については、放送大学学則及び放送大学大学院学則で定める。
(授業料その他の費用の免除及び徴収猶予)

第23条 経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業優秀と認める場合又はその他やむを得ない事情があると認める場合は、別に定めるところにより、授業料その他の費用の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することができる。

(実習費及び選考料)

第23条の2 実習費（臨床心理実習費を除く。）及び履修者の選考を行う場合の選考料については、別に定める。

(講習料)

第24条 講習料については、別に定める。

(手数料)

第25条 手数料については、別に定める。

第3章 放送

(放送番組委員会)

第26条 寄附行為第32条に規定する放送番組委員会について必要な事項は、別に定める。
(放送)

第27条 放送は、テレビジョン放送及び超短波放送によるものとする。

- 2 学園は、人工衛星により放送を委託して行うものとする。
(放送時間)

第28条 放送の時間帯について必要な事項は、別に定める。

第4章 教職員の定員及び身分の取扱い

(教職員の定員及び身分の取扱い)

第29条 学園の教職員の定員及び就業に関する事項については、別に定める。

第5章 財務、会計その他の業務運営

(財務、会計その他の業務運営)

第30条 学園の財務、会計その他の業務運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成16年3月30日）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年8月26日）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月15日）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第2条中放送大学学園の組織及び運営の基本に関する規則別表第1の改正規定は、平成17年3月22日から施行する。

附 則（平成18年3月13日）

1 この規則は、平成18年4月1日から施行し、改正後の放送大学学園の組織及び運営の基本に関する規則別表第1の規定は平成17年11月1日から、同規則第3条第3項の規定は平成18年2月20日から、同規則別表第3及び別表第4の規定は平成19年度第1学期に係る授業料及び研究指導料から適用する。

2 平成12年度第1学期以前に全科履修生として入学した者で、引き続き在学しているものに係る授業料の額は、改正後の放送大学学園の組織及び運営の基本に関する規則別表第3の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる入学時期に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

平成11年度第2学期から平成12年度第1学期まで	1単位につき 4,500円
平成5年度第2学期から平成11年度第1学期まで	1単位につき 4,000円

附 則（平成18年8月28日）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月19日）

この規則は、平成19年4月1日から施行し、改正後の放送大学学園組織及び運営の基本に関する規則第3条第3項の規定は平成18年11月28日から適用する。

附 則（平成20年3月19日）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年8月28日）

この規則は、平成20年9月1日から施行する。

附 則（平成21年3月19日）

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第8条第3項の改正規定（学務部に係る部分に限る。）は、平成21年10月1日から施行する。

2 平成20年度第2学期以前に入学した者で、引き続き在学しているもの（以下「在学生」という。）については、改正後の放送大学学園の組織及び運営の基本に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第9条の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、在学生のうち申し出があったものについては、改正後の規則を適用することができる。

3 平成20年度以前に修士全科生として入学した者で、引き続き在学しているものについては、改正後の規則第10条及び別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 第15条の規定にかかわらず、当分の間、放送大学に特定特任教授を置くことができる。

附 則（平成22年3月15日）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月7日）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年10月1日）

この規則は、平成23年10月1日から施行し、第27条の規定については、同年6月30日より適用する。

附 則（平成24年3月22日）

1 この規則は、平成24年4月1日から施行し、改正後の放送大学学園の組織及び運営の基本に関する規則（以下「改正後の規則」という。）別表第1のうち、石川学習センターの位置に係る規定は平成23年11月11日から、別表第3及び別表第4の入学料に係る規定は平成25年度第1学期に入学する者から適用する。

2 前項の規定にかかわらず、改正後の規則第9条及び第10条については平成25年4月1日から、改正後の規則附則第3項については平成24年3月27日から施行する。ただし、平成24年度以前に全科履修生又は修士全科生として入学した者で、引き続き在学しているものについては、改正後の規則第9条又は第10条の規定にかかわらず、なお従前の例による。なお、在学生のうち申し出があったものについては、改正後の規則を適用することができるものとする。

3 改正後の規則別表第1に規定する東京渋谷学習センターの開所準備等に係る必要な業務を行うため、東京世田谷学習センターに、平成24年3月27日から同年同月31日までの間、東京渋谷学習センター準備室を置く。

附 則（平成25年3月18日）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月17日）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年8月28日）

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成28年3月15日）

この規則は、平成28年3月15日から施行する。

附 則（平成28年8月30日）

この規則は、平成28年8月30日から施行する。

附 則（平成29年3月28日）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月13日）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年5月30日）

1 この規則は、平成30年6月13日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、改正後の放送大学学園の組織及び運営の基本に関する規則別表第1の大分学習センターの位置に係る規定は平成30年5月30日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則（平成30年10月19日）

この規則は、平成30年10月31日から施行する。

附 則（平成31年3月15日）

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

2 改正後の放送大学学園の組織及び運営の基本に関する規則第20条第2項の規定にかかわらず、博士全科生の令和元年度及び令和2年度の収容定員は次のとおりとする。

学生の種類	収容定員	
	令和元年度	令和2年度
博士全科生	35人	40人

附 則（平成31年4月26日）

この規則は、令和元年5月1日から施行する。

附 則（令和2年3月30日）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年9月24日）

この規則は、令和2年10月1日から施行する。

附 則（令和3年3月15日）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月13日）

1 この規則は、令和5年3月13日から施行し、改正後の放送大学学園の組織及び運営の基本に関する規則別表第3及び別表第4の規定は、令和6年度第1学期の授業料及び研究指導料から適用する。

2 令和5年度以前に入学した修士全科生のうち、研究指導を受けた期間が通算して4学期間を超えない者についての令和6年度以降の研究指導料は、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 令和5年度以前に入学した博士全科生のうち、研究指導を受けた期間が通算して6学期間を超えない者についての令和6年度の研究指導料は、第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和5年3月29日）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年1月11日）

この規則は、令和6年1月11日から施行する。

別表第1（第11条第2項関係）

名称	位置
1 北海道学習センター	北海道札幌市
2 青森学習センター	青森県弘前市
3 岩手学習センター	岩手県盛岡市
4 宮城学習センター	宮城県仙台市
5 秋田学習センター	秋田県秋田市
6 山形学習センター	山形県山形市
7 福島学習センター	福島県郡山市
8 茨城学習センター	茨城県水戸市
9 栃木学習センター	栃木県宇都宮市
10 群馬学習センター	群馬県前橋市
11 埼玉学習センター	埼玉県さいたま市
12 千葉学習センター	千葉県千葉市
13 東京渋谷学習センター	東京都渋谷区
14 東京文京学習センター	東京都文京区
15 東京足立学習センター	東京都足立区
16 東京多摩学習センター	東京都小平市
17 神奈川学習センター	神奈川県横浜市
18 新潟学習センター	新潟県新潟市
19 富山学習センター	富山県射水市
20 石川学習センター	石川県野々市市
21 福井学習センター	福井県福井市
22 山梨学習センター	山梨県甲府市
23 長野学習センター	長野県諏訪市
24 岐阜学習センター	岐阜県岐阜市
25 静岡学習センター	静岡県三島市
26 愛知学習センター	愛知県名古屋市
27 三重学習センター	三重県津市
28 滋賀学習センター	滋賀県大津市
29 京都学習センター	京都府京都市
30 大阪学習センター	大阪府大阪市
31 兵庫学習センター	兵庫県神戸市
32 奈良学習センター	奈良県奈良市
33 和歌山学習センター	和歌山県和歌山市
34 鳥取学習センター	鳥取県鳥取市
35 島根学習センター	島根県松江市
36 岡山学習センター	岡山県岡山市
37 広島学習センター	広島県広島市
38 山口学習センター	山口県山口市
39 徳島学習センター	徳島県徳島市
40 香川学習センター	香川県高松市
41 愛媛学習センター	愛媛県松山市
42 高知学習センター	高知県高知市
43 福岡学習センター	福岡県春日市
44 佐賀学習センター	佐賀県佐賀市
45 長崎学習センター	長崎県長崎市
46 熊本学習センター	熊本県熊本市
47 大分学習センター	大分県別府市
48 宮崎学習センター	宮崎県日向市
49 鹿児島学習センター	鹿児島県鹿児島市
50 沖縄学習センター	沖縄県中頭郡西原町

別表第2 サテライトスペース（第11条第3項関係）

学習センターの名称	サテライトスペースの名称及び位置	
	名称	位置
北海道学習センター	旭川サテライトスペース	北海道旭川市
青森学習センター	八戸サテライトスペース	青森県八戸市
福島学習センター	いわきサテライトスペース	福島県いわき市
静岡学習センター	浜松サテライトスペース	静岡県浜松市
兵庫学習センター	姫路サテライトスペース	兵庫県姫路市
広島学習センター	福山サテライトスペース	広島県福山市
福岡学習センター	北九州サテライトスペース	福岡県北九州市

別表第3 授業料その他の費用（第22条第1項関係）

入 学 料	全科履修生	24,000円
	選科履修生	9,000円
	科目履修生	7,000円
授 業 料	全科履修生	1単位につき
	選科履修生	
	科目履修生	6,000円

備考

- 1 入学する者が、放送大学を退学（在学期間等の満了等及び除籍を含む。）又は卒業した日から3年を超えない間に再び入学する者であるときは、入学料の額は次のとおりとする。

区分	金額
入 学 料	全科履修生
	選科履修生
	科目履修生

- 2 入学する者が、別に定めるところにより他の教育機関等の推薦に基づき集団で入学する者であるときは、入学料の額は次のとおりとする。

区分	金額
入 学 料	全科履修生
	選科履修生
	科目履修生

- 3 通信授業（放送授業及び印刷教材による授業の併用による授業をいう。以下同じ。）による授業科目の印刷教材を既に所有する者が当該科目を履修する際に、当該科目に係る印刷教材を必要としない旨の申出をした場合には、当該科目に係る授業料については、この表の授業料の金額から1単位につき500円を差し引くものとする。同一の印刷教材を使用する通信授業による二の授業科目に係る印刷教材を所有しない者が当該二の科目を同時に履修する場合の当該科目のうちの一の科目に係る授業料についても同様とする。

別表第4 授業料その他の費用（第22条第2項関係）

区分		金額
検定料	修士全科生	30,000円
	博士全科生	30,000円
入学料	修士全科生	48,000円
	修士選科生	18,000円
	修士科目生	14,000円
	博士全科生	48,000円
授業料	修士全科生	1単位につき 12,000円
	修士選科生	1単位につき 48,000円
	修士科目生	1単位につき 384,000円
	博士全科生	1年間につき 96,000円
研究指導料	修士全科生	1年間につき 384,000円
臨床心理実習費	臨床心理学プログラム 所属の修士全科生	20,000円

備考

- 1 入学する者が、直前の学期に修士選科生又は修士科目生であった者であるときは、入学料の額は次のとおりとする。

区分		金額
入学料	修士選科生	13,500円
	修士科目生	10,500円

- 2 入学する者が、別に定めるところにより他の教育機関等の推薦に基づき集団で入学する者であるときは、入学料の額は次のとおりとする。

区分		金額
入学料	修士選科生	9,000円
	修士科目生	7,000円

- 3 通信授業による授業科目の印刷教材を既に所有する者が当該科目を履修する際に、当該科目に係る印刷教材を必要としない旨の申出をした場合には、当該科目に係る授業料については、この表の授業料の金額から1単位につき500円を差し引くものとする。同一の印刷教材を使用する通信授業による二の授業科目に係る印刷教材を所有しない者が当該二の科目を同時に履修する場合の当該科目のうち一の科目に係る授業料についても同様とする。